



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっちゃん」

利用日数を年間56日に拡大！
(1回あたり14日以内)

在宅難病患者一時入院事業のご案内 (レスパイト入院)

この事業は、難病患者さんが、埼玉県と委託契約している医療機関に一時的に入院できる制度です。

例えば、以下の時に利用できます。

- 休養をとりたい時
- 冠婚葬祭などで介護ができない時
- 介護者の病気やケガ等で介護ができない時
- 災害時に備えた避難的な入院などに！

1. 対象者 (以下のすべてを満たす方)

- 埼玉県内にお住まいの指定難病医療受給者証所持者
- 人工呼吸器を装着している方 (NPPV等も含む) 又は気管切開をしている方
- 病状が安定し、事業の利用に主治医の同意が得られている方

2. 入院期間・入院費用

- 年間56日まで利用できます。
- 1回の利用は14日以内となります。(範囲内であれば、入院回数に制限はありません。)
- 指定難病医療受給者証を利用することができます。
- 健康保険適用外の差額ベッド代等や病院までの移送費用は患者負担となります。

3. 事業の利用イメージ

① 保健所に申請



保健師が、患者さんの様子を
確認させていただきます。

② コーディネーターが入院を調整



難病に関する
相談も
受けています。

希望入院先の医療機関と調整を
行います。

③ 入院決定のお知らせ



受入先の病院が決定次第、
御連絡いたします。

④ 入院



4. 受入医療機関（令和5年7月1日現在）

在宅難病患者一時入院事業 受入医療機関(R5.7.1現在)



5. ご利用の際の注意点

- 申請先は、保健所です。（下記お問合せ先）
- 受入医療機関との日程調整は難病診療連携コーディネーターが行います。
- ベッドの空き状況や患者さんの病状などによって希望どおりの一時入院が難しい場合もあります。
- 受入医療機関の医療・看護体制でのケア提供になります。御自宅と同様の療養環境を設定することは難しい場合がありますので、あらかじめご了承ください。



6. お問い合わせ先

ご利用になるには、申請手続きが必要となります。
詳しくは、最寄りの保健所または、県庁疾病対策課までお問合せください。

保健所名	住所・電話番号	保健所名	住所・電話番号	保健所名	住所・電話番号
南部保健所	川口市前川 1-11-1 ☎ 048-262-6111	坂戸保健所	坂戸市石井 2327-1 ☎ 049-283-7815	秩父保健所	秩父市桜木町 8-18 ☎ 0494-22-3824
朝霞保健所	朝霞市青葉台 1-10-5 ☎ 048-461-0468	狭山保健所	狭山市稲荷山 2-16-1 ☎ 04-2941-6557	さいたま市保健所	さいたま市中央区鍛冶 7-5-12 ☎ 048-840-2219
春日部保健所	春日部市大沼 1-76 ☎ 048-737-2133	加須保健所	加須市南町 5-15 ☎ 0480-61-1216	川越市保健所	川越市小ヶ谷 817-1 ☎ 048-229-4124
草加保健所	草加市西町 425-2 ☎ 048-925-1551	幸手保健所	幸手市中 1-16-4 ☎ 0480-42-1101	越谷市保健所	越谷市東越谷 10-31 ☎ 048-973-7531
鴻巣保健所	鴻巣市東 4-5-10 ☎ 048-541-0249	熊谷保健所	熊谷市末広 3-9-1 ☎ 048-523-2811	川口市保健所	川口市前川 1-11-1 ☎ 048-266-5557
東松山保健所	東松山市若松町 2-6-45 ☎ 0493-22-0280	本庄保健所	本庄市前原 1-8-12 ☎ 0495-22-6481	県庁疾病対策課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1 ☎ 048-830-3562